

## 一般社団法人労働運動総合研究所が設置する研究部会に関する内規

### 1 目的

一般社団法人労働運動総合研究所定款第3条および第4条(1)(2)にもとづき、本研究所の事業を実行するために研究部会を設置する。

### 2 研究部会

- (1) 研究部会の設置および改廃は、研究委員会が理事会に提案し、決定する。
- (2) 研究部会は部会代表者1名を置くものとする。
- (3) 部会構成員は本研究所の会員で構成されるものとする。

### 3 研究テーマ

研究テーマは、労働・社会運動の必要に応え、国民生活の充実向上に資し、誰もが安心して働き、生活できる社会の形成に寄与する経済・社会・労働問題に関する調査研究、労働者の要求実現のための政策・提言に関するものとする。

### 4 研究期間

研究期間は、原則として毎年6月から翌年5月までの1年間とする。

### 5 研究費

- (1) 研究部会は1年間に10万円を限度として研究費を使用することができる。
- (2) 研究費が年額10万円を超えると見込まれる場合は、事前に研究費の必要性について研究委員会に申請し、研究委員会の議を経て企画委員会の承認を得るものとする。

### 6 研究計画書

研究部会は研究期間が始まる3カ月前までに、別紙1の様式により研究委員会に研究計画書を提出し、研究委員会の議を経て企画委員会の了承を得るものとする。

### 7 研究成果の報告

- (1) 研究部会は、研究期間終了後1カ月以内に別紙2の様式により研究実績および研究費の使用実績を報告する。
- (2) 研究成果は『労働総研クォーターリー』またはホームページ等で発表することとする。

### 附則

- 1 本内規は2024年3月10日より施行する。

(別紙1)

年 月 日

### 研究計画書

研究部会名

代表者名

1 研究テーマ		
2 研究計画		
3 部会構成員		
4 研究費予算		
経費の項目	支出予定額	備考
報告者謝金		
交通費		
資料費 (コピー代)		
その他		
合計		
備考：合計額は10万円を超えないこと。		

※1 会場使用料は、全労連会館会議室、東京労働会館（ラパス）会議室、エデュカス会議室を使用する場合は、研究部会の研究費の別枠とする。

※2 交通費は1回につき1人2,000円を支給する。

※3 資料費は報告等に要したコピー代とする。「その他」は通信連絡費などとし、会場費が上記※1以外の場合は「その他」に記入し、合計額に含める。

(別紙2)

年 月 日

研究報告書

研究部会名

代表者名

1 研究テーマ		
2 研究実績		
3 研究費使用実績		
経費の項目	支出額	備考
報告者謝金		
交通費		
資料費 (コピー代)		
その他		
合計		